厚生労働省第二共済組合定款の一部変更について

厚生労働省第二共済組合定款（平成16年４月１日制定）の一部を次のように変更する。

平成27年９月30日

厚生労働省第二共済組合代表者
厚生労働大臣　塩崎　恭久

第15条を次のように改める。

（組合員の種別）

第15条　組合員は、次のように区分する。

(1)　長期組合員　次号から第５号までに規定する組合員以外の組合員

(2)　短期組合員　法第72条第２項の規定により長期給付に関する規定の適用を受けない組合員

(3)　船員組合員　船員保険の被保険者である組合員

(4)　継続長期組合員　法第124条の２第１項前段の規定により引き続き長期給付に関する規定の適用を受ける組合員

(5)　任意継続組合員　法第126条の５第１項後段の規定により引き続き短期給付を受け、及び福祉事業を利用することができる組合員

２　長期組合員のうち厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の適用を受ける被保険者は、同法第２条の５第１項第２号に規定する第２号厚生年金被保険者及び高齢任意加入被保険者（同法附則第４条の３第１項の規定による被保険者であって、組合員であるものをいう。）に区分する。

第17条中「第51条第１項」を「第50条第１項」に改める。

第18条第１項中「第52条」を「第51条」に改める。

第27条（見出し含む）中「決定及び支払」を「裁定及び決定並びに支払」に改める。

第30条第１項中「第１号の２及び第４号並びに第６項」を「第２号及び第４号並びに第７項」に、「第42条第１項」を「第40条第１項」に、「第42条の２第１項」を「第41条第１項」に改め、同条第２項中「第99条第５項若しくは第７項」を「第99条第６項若しくは第８項」に改め、同条第５項中「第99条第２項第２号」を「第99条第２項第３号」に改める。

附則第６条中「第52条」を「第51条」に改める。

附　則

この変更は、平成27年10月１日から施行する。

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、各社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年四月十三日

掲載頁　三十九頁（号外第八十四号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年十月三十日

掲載頁　一一六頁（号外第二四七号）

平成二十七年十一月十七日

東京都千代田区九段南二丁目四番一六号

（甲）株式会社ライフポート西洋
代表取締役　平塚　一之

東京都千代田区九段南二丁目四番一六号

（乙）株式会社エーカン
代表取締役　平塚　一之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年十一月十日

掲載頁　九十二頁（号外第二五三号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十七年十一月十七日

長野県東御市和六〇二七番地

（甲）株式会社ヴィラデストワイナリー
代表取締役　玉村　豊男

長野県東御市和六〇五一番地

（乙）有限会社ヴィラデスト
代表取締役　玉村抄惠子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十八年一月一日であり、両社の株主総会の承認決議（両社とも会社法第二一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は平成二十七年十二月十日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.ns-kosan.nssmc.com/

（乙）http://www.mgt.nssmc.com/

平成二十七年十一月十七日

大阪市中央区瓦町四丁目五番九号

（甲）日鉄住金興産株式会社
代表取締役　岡田　活尚

大阪市中央区瓦町四丁目五番九号

（乙）日鉄住金マネジメント株式会社
代表取締役　福成　雄三

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十八年一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十七年十一月十六日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年三月二十五日

掲載頁　九十二頁（号外第六十六号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年三月十三日

掲載頁　五十六頁（号外第五十三号）

平成二十七年十一月十七日

広島市中区橋本町九番七号

（甲）株式会社ビバックス
代表取締役　廣澤　孝臣

福岡市博多区東那珂一丁目一七番五号

（乙）九州キリンビバレッジサービス株式会社
代表取締役　浅見　正明

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の顔料・添加剤・マスターバッチ事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は平成二十八年一月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は平成二十七年十一月十六日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年十月二十三日

掲載頁　五十一頁（号外第二四二号）

平成二十七年十一月十七日

東京都文京区本駒込二丁目二八番八号文京グリーンコートセンターオフィス九階

（甲）クラリアントケミカルズ株式会社
代表取締役　三成　紀夫

東京都文京区本駒込二丁目二八番八号文京グリーンコートセンターオフィス九階

（乙）クラリアントジャパン株式会社
代表取締役　三成　紀夫

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社サムライファクトリー（乙、東京都渋谷区南平台町一六番二八号）のウェブマーケティング事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年三月三十一日

掲載頁　一一〇頁（号外第七十四号）

平成二十七年十一月十七日

東京都渋谷区南平台町一六番二八号

CROCO株式会社
代表取締役　栗田　佳典